

令和7年第1回定例会

四万十町議会会議録

令和7年3月5日(水曜日)

議事日程(第1号)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 施政方針及び行政報告
- 第5 議案第16号 木製机・椅子の売買契約の締結について
- 第6 議案第17号 令和6年度四万十町一般会計補正予算(第7号)
- 第7 議案第18号 令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 第8 議案第19号 令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第4号)
- 第9 議案第20号 令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第4号)
- 第10 議案第21号 令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第22号 令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)
- 第12 議案第23号 令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 第13 議案第24号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算(第4号)
- 第14 議案第25号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第4号)
- 第15 議案第26号 令和6年度四万十町水道事業会計補正予算(第4号)
- 第16 議案第27号 令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 第17 議案第28号 第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 第18 議案第29号 四万十町農業支援住宅条例について
- 第19 議案第30号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第31号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

- 第21 議案第32号 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第33号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第34号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第35号 四万十町民会館条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第36号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第37号 四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第38号 四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例について
- 第28 認定第39号 四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第40号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第41号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第42号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第32 議案第43号 四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について
- 第33 議案第44号 四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例について
- 第34 議案第45号 四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第35 議案第46号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について
- 第36 議案第47号 四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について
- 第37 議案第48号 令和7年度四万十町一般会計予算
- 第38 議案第49号 令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第39 議案第50号 令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第40 議案第51号 令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第41 議案第52号 令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第42 議案第53号 令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 第43 議案第54号 令和7年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第44 議案第55号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算
- 第45 議案第56号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算
- 第46 議案第57号 令和7年度四万十町水道事業会計予算
- 第47 議案第58号 令和7年度四万十町下水道事業会計予算
- 第48 請願・陳情

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第48まで

~~~~~

出席議員(14名)

1番	武田秀義君	2番	山本大輔君
3番	林健三君	4番	村井眞菜君
5番	佐竹将典君	6番	中野正延君
8番	伴ノ内珠喜君	9番	中屋康君
10番	水間淳一君	11番	下元真之君
12番	味元和義君	13番	橋本章央君
14番	堀本伸一君	15番	緒方正綱君

~~~~~

### 欠席議員(1名)

7番 田邊哲夫君

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
会計管理者	細川理香君	危機管理課長兼選舉管理委員会事務局長	池上康一君
危機管理課長	味元伸二郎君	企画課長	川上武史君
農林水産課長	佐竹雅人君	にぎわい創出課長	小笠義博君
税務課長	西岡健二君	町民課長	小嶋二夫君
建設課長	下元敏博君	健康福祉課長	国澤豪人君
高齢者支援課長	三本明子君	環境水道課長	戸田太郎君

教 育 長	山 脇 光 章 君	教 育 次 長	浜 田 章 克 君
生涯学習課長	今 西 浩 一 君	学校教育課長	長 森 伸 一 君
農業委員会事務局長	清 藤 真 希 君	農業委員会会长	太 田 祥 一 君
代表監査委員	田 邊 幹 男 君	総務課財政班長	片 岡 丈 明 君
大正・十和診療所事務長	吉 川 耕 司 君	特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	林 和 利 君
-----------	-----------	--------	---------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |         |     |           |
|---------|---------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岡 英 祐 君 | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
|---------|---------|-----|-----------|

|     |           |
|-----|-----------|
| 書 記 | 小 野 川 哲 君 |
|-----|-----------|

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（緒方正綱君） 皆様、おはようございます。

ただいまより令和7年第1回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に7番田邊哲夫君から欠席届があつております。

これで報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番武田秀義君及び9番中屋康君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の3月3日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長味元和義君。

○議会運営委員長（味元和義君） おはようございます。議会運営委員会より会期日程について協議の結果を報告いたします。

第1回定例会会期は本日3月5日から3月13日までの9日間とすることに決定しました。なお、一般質問については3月11日に4名、12日に5名の計9名となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方正綱君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の3月5日から3月13日までの9日間であります。

お諮りします。

令和7年第1回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、令和7年第1回定例会の会期は本日から3月13日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣の結果報告及び議長が出席しました議長会等の件につきましては、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、広報広聴常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出がてあります。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長村井眞菜君。

○総務常任委員長（村井眞菜君）　それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

各常任委員会は改選期を迎へ、2月17日をもって新しく議会組織が発足されました。今回より各委員は二つの常任委員会を兼務することが可能になり、私たちの総務常任委員会は8名の委員構成でスタートすることになりました。

8名の委員構成は委員長を拝命されました村井眞菜です。副委員長、堀本伸一、委員、水間淳一、味元和義、佐竹将典、橋本章央、緒方正綱、田邊哲夫の以上8名です。任期の2年間を懸命に取り組んでいきますので、よろしくお願ひいたします。

まず総務委員会の所管する課についてご紹介いたします。企画課、総務課、税務課、危機管理課、会計官管理者に関する事務、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、ほかの常任委員会の所管に属さない事項と、大正・十和地域振興局の企画課、総務課、税務課、危機管理課、会計管理者に関する事務、選挙管理委員会はありませんが、固定資産、監査委員に関する事務を所管することになります。

前総務委員会の所管調査継続事案として引継ぎを受ける2件について、現況の内容を確認しましたので、ご報告いたします。

まず、四万十町議会BCP業務継続計画については、総務常任委員会が約2年間かけて先進地の視察や研修、マニュアル等を参考とし、昨年12月定例会までに本町版を作成し、現在、議員全員に提出しているところでの引継ぎとなりました。議会BCPとは、震度6以上の大規模災害などの非常事態においても、議会が迅速に意思決定機関と機能が果たせるこ

とを目的とした業務継続計画のことです。実際に災害が起きた場合、あくまでも町執行部が災害対策本部となり、また、行政が示す現況では議会事務局職員も災害対策本部で活動していくことになっていますので、議会業務との調整、協議等に一定の時間を要することになります。

昨今では、日本各地で地震や津波、大災害等のニュースが多く報じられ、決して本町としても対岸の火事ではない状況下にあると思います。実際には大変難しい問題ではあると思いますが、事実、大災害が起きた場合に長期間、議会の機能が停止したなら、様々な支障が起き、町民の方々にさらなる苦難をかけることになるので、少しでも生じる災害を軽減するため、継続して議会機能が果たせるように示されたマニュアル策定、業務継続計画ですので、提案者となる議会はさらに内容を熟知していかなければならず、今後も継続し研究していきます。執行部も共通の認識を持っていただき、近い時期に本町の議会BCPが策定できるように活動するところです。

次に、家地川地域活性化拠点施設についてです。この施設は令和3年7月に家地川地域の学校跡地を活用し、集落機能の維持や地域活性化の地域コミュニティ施設として開設し、地域住民で立ち上げた組織が運営主体となり、校舎1階の部分を集落活動センターとして取り組んできてくれたところです。過去の施設運営計画で町が示してきた経緯に基づき、この度、町が直営で取り組んできた校舎の2階部分の簡易宿泊施設も併せて、四十オルモ組合に指定管理の契約を行う内容で企画課より説明を受けて、現況を確認したところです。資料を見ると、令和4年度から令和6年度までの決算書を見ても厳しい運営状況がうかがえます。今回、事業展開をすれば、さらに目的である地域雇用や集落維持、特に地域経済への波及等を期待するものであります。また、影野地区、中津川地区の集落活動センターについても現況の確認や課題解決に今後、総務常任委員会としても共に取り組んでいくところです。

以上の2件が引継ぎを受けた内容です。なお、本年度の常任委員会活動計画について定例会中の委員会で計画を立て、精力的に取り組んでいきたいと思っております。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（緒方正綱君）　これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君）　教育民生常任委員会の報告ということです。

2月17日に組織の改選が行われまして、令和7年2月17日から令和9年2月までの期間であります。

委員会の構成としましては、委員長が私、中屋康、副委員長が中野正延、委員として林健三、田邊哲夫、下元真之、橋本章央、堀本伸一の7名で構成となっております。

委員会の所管する事務については従前のとおりであります。教育委員会、町民課、健康福祉課、高齢者支援課の各事務に関する事務、あるいは各振興局におけるこれらの事務に関する調査、議案審査等の調査であります。

2月17日の新組織の発足の際に前委員会より申し送り事項が2件あります。当日、引継ぎの要件をそれぞれ確認したわけですが、簡単に内容を説明しますと、一つ目は、しまんと町社会福祉協議会から令和6年5月に請願が出ておりました。要は社会福祉センターの建物の老朽化が進んでおることで、早期建て替えの請願がありました。結果は令和6年9月定例会で不採択となりました。これを受け、前委員会は令和6年12月に農村環境改善センターへの移転について執行部に提言書を提出し、早期の対応を求めているという事項がありました。

二つ目は、図書館の十和分館の整備であります。令和5年度に町立図書館十和分館整備検討会が立ち上がり、現在、計3回の会議が開催されていますので、前委員会は常時、討議・検討を行ってきたということが書いてあります。いずれにしても現在進行形であります。重要案件ですので、これから校舎の大規模改修や、児童生徒数の減少、大正分館の現状、十和地域の地域性を考慮しながら検討していってもらいたいと、委員会としては意見を申し述べてあるということでした。こういった大きい2件を前委員会から引継ぎ、調査、審査していくと確認をしたところです。

ほかに引き継ぐ案件として、前委員会では学校現場の調査は一応、町内の学校を一巡し、教育委員会と意見を共有してあるということで、今後は保健福祉あるいは高齢者福祉に関することにウェートをかけていこうという話でした。口頭引継ぎではありますが、これを受けて、今後の委員会活動を検討していきたいと思っております。

今後は、子ども・子育てに関すること、あるいは特別養老人ホームの事業計画等々も提示していただくようになっておりますので、適宜調査をしていきたいとご報告をしておきたいと思います。

以上であります。

○議長（緒方正綱君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長山本大輔君。

○産業建設常任委員長（山本大輔君） 産業建設常任委員会の委員長になりました山本大輔です。我々、産業建設常任委員会は、町民の皆様のために委員一同、かゆいところにも手が届くよう精いっぱい努める所存ですので、よろしくお願ひいたします。

この2年間、大きな柱を二つ掲げることにしました。一つ目は1次産業を活性化させる取組、二つ目は商・観光業を充実させる取組です。当たり前のことがですが、四万十町の浮上にも住民の皆様が生活をしていく上でも1次産業、商・観光業の活性化は欠かせないものであり、これまで積み上げてきたものを時代の潮流に合わせ、常に進化させていかなければなりません。新しい風を吹かすためには古きを重んじ、新しきことを知るのが大切であると考えます。そのためにもう一度、今ある本町の1次産業を再確認し、どういった課題があり、その解決策等の研究、また、最近よく耳にしますDX事業の取組の研究と、1次産業を活性化させるための国や県の有効な補助金の研究、そして成功している地域がどういった取組をしているのか、先進地を視察したいと思います。こういった取組を進めてまいります。

また、高速道路の延伸も間近に控えており、いかに本町へ訪れていただく方を維持し、増やしていく準備もこれから重要な課題となります。すばらしい自然とすばらしい食を柱に、これらを生かしたイベント、PR等々を仕掛けていく必要があります。人口減少が見込まれる中、町外から人を呼び込むための観光施策をどう地元につなげていくのか。また、商工業者への有効な補助金の研究も行うとともに、観光協会、商工会とも連携を取りながら進めてまいります。

そのほか、昨年からの引継ぎ事項、多岐にわたる産業建設常任委員会所管の事業、問題点について、早急に対応しなければならないこと、そうでないことのさび分けを行いながら、1次産業、商・観光業に関わる方の一助となり、そのことで住民の皆様が恩恵を受ける結果につながるよう、委員一丸となってこの2年間活動していく所存です。よろしくお願ひいたします。

以上、産業建設常任委員長の報告とさせていただきます。

○議長（緒方正綱君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、広報広聴常任委員長の報告を求めます。

広報広聴常任委員長武田秀義君。

○広報広聴常任委員長（武田秀義君） 広報広聴常任委員会は、私、委員長武田秀義と副委員長、中野正延をはじめ伴ノ内委員、佐竹委員、下元委員、村井委員、山本委員のメンバーでこの2年間、議会だより等、取り組んでまいりたいと思っております。

広報広聴常任委員会の報告事項としては、まだ定例会が終わっておりませんので、ないですが、従前から取り組んでまいりました地域の聞き取り調査を3月26日に行う予定であります。今回は立西地区を議員全員で回るようにしておりますので、立西地区の皆さんにおいては意見等をどんどんと寄せていただいたらありがたいと思っております。

以上、委員会としての報告とさせていただきます。2年間よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方正綱君） これで常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第4、施政方針及び行政報告を行います。

町長より施政方針及び行政報告を行いたい旨の申出があつてあります。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。議長の許可をいただきましたので施政方針及び行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和7年3月四万十町議会定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。また、令和7年度一般会計予算案をはじめとする各議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に向けての所信の一端と主要施策の基本的な考え方について述べさせていただきます。

平成26年4月の就任以降、これまで11年にわたり町政を担当させていただき、令和7年度は3期目の最終年度となります。就任以降、この町を担う人材の育成や、町の強みを生かしたにぎわいの創出など、公約に掲げた事項を中心に据え、全力で町政を推進してきたところです。

令和7年度は3期目の集大成の年と位置付けておりまして、ここに今までの取組を振り返るとともに、令和7年度において特に重点的に推進する取組につきまして、所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、3期目は新型コロナウイルス感染症への対応に始まり、ロシアのウクライナ侵攻や日米の金融政策から来る円安等による物価高騰への対応など、非常に不安定な社会情

勢の中での町政運営となりました。しかしながら、こうした状況下ではあったものの、町民の皆様をはじめ、関係者の皆様のご協力、ご尽力のおかげをもちまして、多くの取組を推進することができました。ここに深く感謝を申し上げたいと思います。

では、3期目の就任以来の代表的な取組につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、公約の大きな柱であります人材育成の推進につきましては、前期に引き続き、人材育成推進センターに未来塾、四万十塾及び産業振興塾の三つの柱を中心に、取組を推進してきたところです。特に本町の次代を担う人材の育成を目的とする未来塾におきましては町内高校の魅力化をより一層推進するため、町営塾「じゅうく。」への中学生コースの設置や、地元高校への入学に対する祝い金制度の創設など、注力してきたところです。これにより、年によってはばらつきあるものの、地元高校への入学者数も一定改善できたものと考えております。

また、四万十塾及び産業振興塾においても高知大学と連携し、地域の活性化や起業、創業を目指す方を対象とした講座の開設や、町内事業者を対象とした社員教育研修の実施など、あらゆる面からの人材の育成を支援し、少しずつではありますが、若手起業者も現れるなど、効果が出てきていると感じております。

次に、移住定住の推進につきましては、本町の最重要課題である人口減少対策の柱として注力してきたところです。その甲斐もありまして、昨年度の移住実績は136組、188人と、高知市に次いで2番目に多い結果となりました。また、移住された方々は、本町の基幹産業であります農業をはじめ、多くの分野において活躍されており、人口減少下における労働力の確保など、幅広く本町に寄与いただいているものと考えております。

なお、宝島社が発行した直近の「住みたい田舎ベストランキング」におきまして、人口1万人以上の町の若者世代・単身者部門で4位、総合部門で2位を獲得し、また、昨年秋には株式会社ブランド総合研究所から発表されました「地域ブランド調査2024」の市町村魅力度ランキングにおきまして当町は全国56位、四国内では1位の評価を受けており、こうした結果が四万十町ブランドの醸成、ひいては移住の促進につながっていることを感じております。

次に、地産外商の推進ですが、本町には数多くのすばらしい商品があるものの、町外での知名度が高くなく、地域内での消費が主体となっているものもありました。そこで商品の付加価値を向上させ、町外からお金を稼げる事業者の育成などを目的といたしまして、平成30年度より、にぎわい創出課内に地産外商室を設置しているところです。

地産外商室では販路の開拓や拡大、外商力強化の支援、地域商社の育成などに取り組んでおり、3期目にあつては首都圏とB to B、いわゆる業者から業者を主体とした販路の開拓や、ウィズコロナからアフターコロナへの転換に向けた商談会、展示会での販路拡大などに取り組んできたところです。

その結果、事業者へのアンケート調査では令和4年度には10社から回答があり、約1億4,600万円、令和5年度には14社から回答があり、約1億4,900万円の取引があった旨をご回答いただいております。最近では独自での販売や新商品の開発に意欲がある事業者も増加しております、外商の可能性は広がりを見せているものと考えております。

最後に図書館・美術館の複合施設であります文化的施設の整備につきましては、平成29年9月の文化的施設検討委員会の設置を皮切りに、6年余りの歳月をかけ進めてきた事業でしたが、令和5年9月の議会定例会におきまして本体工事の請負契約議案が否決となつたことから、施設建設のめどが立たない状況となりました。その後も関係機関等との協議を重ねるなど、本施設の整備に向け、新たな道の模索を続けてまいりましたが、残念ながら令和6年3月をもちまして事業を中止といたしました。しかしながら、現行の図書館本館、美術館が抱える課題は残されたままとなっていることから、令和7年度におきまして、現時点で施すことができる必要最低限の改修を実施したいと考えております。

続きまして、令和7年度における特に重点的に推進する事項につきまして、私の考え方を述べさせていただきます。

まず、人口減少対策の推進ですが、人口減少は消費の減少や労働力不足を招き、それに伴い、社会経済は低迷してまいります。その結果、町民の日常生活に必要な医療、介護、福祉、交通といったサービスの縮小はもとより、地域コミュニティや地域文化の衰退など幅広く影響を及ぼすことから、本町では人口減少対策を最重要課題と位置付け、その対策に取り組んでいるところです。

令和7年度につきましては、これまでと同様の取組に加え、昨年度に創設されました高知県人口減少対策総合交付金を活用し、町営塾「じゅうく。」において現役の大学生を招聘するインターシッププログラムを実施するほか、移住体験ツアーの実施や、空き家の家財道具の処分に要する費用への補助など、新たな移住者等の獲得に向け、取組を強化していこうと考えております。

なお、国におきましては本年の夏頃に地方創生に関する新たな基本構想を策定予定であり、本町においても、これに伴い策定される国及び県のまち・ひと・しごと創生総合戦略

を勘案の上、新たな総合戦略を策定することとしております。

次に、観光交流拠点施設の整備です。本町におきましては高速道路の延伸に伴う観光客等の減少が懸念されることから、町内への観光客等の誘導拠点としまして、道の駅あぐり窪川の後背地に観光交流拠点施設を整備いたします。この施設の整備に当たりましては、町民の皆様からのご意見を受けまして、本年度に基本計画及び設計の見直しを行ったところです。見直しに当たっては意見公募をはじめ、関係機関など各所からのご意見を反映させていただいております。今後、この施設が一つの目的地になることで窪川地域から大正・十和地域への人の流れ、あるいは宇和島市、松野町、鬼北町など愛媛県方面からの人の流れを生み出し、地域経済の活性化の一翼を担ってくれるものと期待をしております。

国道381号線は本町の中心を東西に駆け抜け、窪川・大正・十和の三つの地域をつないでくれる重要な路線となります。特に観光をはじめとする将来的な地域経済の成長を見据えたときに、この路線の活性化が肝腎要のポイントであると考えております。また、道の駅あぐり窪川は全国39か所にある防災道の駅の一つとして、国土交通省の指定も受けており、災害時の帰宅困難者の一時的な受入れなどにも活用されます。こうしたことから整備に当たりましては、国土交通省中村河川国道事務所の協力も得て行うこととしており、多目的広場やイベント広場等の機能を付加し、町内外の人々が利用可能な都市公園を目指していく考えです。

なお、財源といたしましては、新たに創設されました新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用する予定としております。

次に、地域活性化起業人を活用したDXの推進です。近年、国や地方が抱える課題は増加しております、行政が担うべき業務が増加の一途をたどっております。一方で、今後の人口減少や2040年問題を見据えたときに、行政組織の縮減はやむを得ない状況にあると考えております、こうした中、将来にわたる町民が必要とするサービスを提供し続けるためには、各政策等における事務事業の評価、検証はもちろんのこと、AIやロボティクス、大規模ウェブサービスといった技術の活用による事務作業の簡素化など、実施プロセスの見直しが重要となるところです。

そこで、令和7年度は総務省の地域活性化起業人制度を活用し、民間企業からの職員派遣を受け、DX推進体制の再構築や事業の効率化、マイナンバーカードの活用による町民サービスの向上などを推進したいと考えております。

最後に、重層的支援体制の整備です。改正社会福祉法では近年、社会情勢の変化に伴

い、国民一人一人が抱える課題も複合化、複雑化する状況を受け、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者など、ケースごとの支援体制だけでは対応が困難となっておりまして、包括的に支援できる体制の整備を市町村等に求められております。こうした中、令和4年10月には高知県知事、県内市町村の首長及び県内の全社会福祉協議会によって「高知家地域共生社会推進宣言」が出され、どんな困り事でも受け止め、寄り添う仕組みづくりが始まっています。

その後、本町では四万十町第3期地域福祉計画に体制の整備を位置付けし、令和8年度からの本格運用に向け、現在作業を進めているところですが、4月1日より府内に重層的支援体制整備事業推進本部を設置し、関係各課で情報の共有を図り、包括的な取組を一層推進することといたしております。

以上、令和7年度の町政運営に当たり、特に重点的に取り組む施策について私の考えを述べさせていただきました。なお、子育て支援をはじめ防災、教育など、その他の分野の政策につきましても引き続き全力で取り組んでいく所存です。

令和7年度は私の3期目の最終年度となります。これまで以上に町民の皆様、議員各位におかれましては引き続きのご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、施政方針といたします。

続きまして、令和7年度当初予算案の概要についてです。

本町の予算編成の目安となる国の予算案は足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指し、地方創生2.0の起動、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要な政策課題について、めり張りの利いた予算編成を行うこととされております。

地方財政につきましても、社会保障関係費や人件費の増加等が見込まれる中、住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について令和6年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされております。

また、県の当初予算案は「高知県元気な未来創造戦略」に基づき、若者の定住増加、婚姻数の増加、出生数の増加の三つの観点から戦略的な人口減少対策を推進するなど、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行しつつ、今後の財政運営を見据えた予算を編成することとされています。

このような情勢の下、本町におきましても、物価や人件費の上昇に伴う経常的経費が大幅に増加するなど、厳しい財政運営が予想される中、人口減少対策や子育て支援施策を引き続き推進するなど、第2次四万十町総合振興計画に掲げる将来像の実現と四万十町デジタル田園都市構想総合戦略を着実に推進するため、国や県の動向等を注視しながら予算編成に臨んだところです。

この結果、一般会計当初予算額は191億7,900万円となり、前年度当初と比較して3億7,000万円、1.9%の減少となっております。このうち、ふるさと納税関連予算は返礼品や事務費、基金への積立金で合わせて18億6,100万円となり、ふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は173億1,800万となっております。

なお、町の預金に当たる積立基金残高は前年度末から12億91万円減少し、117億4,929万円を見込み、また、町の借金に当たります町債残高は7億2,589万円増加し、189億3,435万円の見込みとなっております。

また、一般会計のほか、八つの特別会計及び二つの公営企業会計を合わせた全10会計の予算規模は会計間の重複分を差し引くと251億2,897万円となり、前年度当初と比較して3億6,506万円、1.4%の減少となっております。

以上が令和7年度当初予算案の概要となります、今後も第2次四万十町総合振興計画に掲げた町の将来像の早期実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。

続きまして、先の12月議会定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げたいと思います。

まず、韓国高敞郡との交流事業です。平成24年4月に協定を締結した韓国高敞郡との友好交流事業につきましては、本年度は高校生を対象とした教育交流を行うとともに、高敞郡と四万十町でそれぞれが行われておりますマラソン大会に選手を派遣し合うスポーツ交流を行うこととしておりまして、現在、それぞれ事業を実施しております。

教育交流につきましては、高敞郡の全北人工知能高等学校と窪川高校の生徒が互いの文化に対する理解を深めつつ、お互いにコミュニケーションを取ることによってグローバルな視野を養うことを期待しております。これにより1月31日に両校間におきまして国際交流協定が締結されることとなり、今後はこの協定に基づき、両校の教員と生徒がオンライン授業を通じて互いの言語や文化に対する理解を深め、相互訪問を含めた国際交流プログラムを実施することで国際的に活躍できる人材育成を目指してまいります。

また、スポーツ交流につきましては、3月23日に開催されます第17回四万十川桜マラソンに高畠郡より15名が来町し、全員がランナーとして大会に参加される予定です。昨年11月に高畠郡で開催されましたコインドルマラソン大会の同好会の方々も参加される予定ですので、来町時には本町におけるスポーツ団体との交流の機会を設け、民間にも交流の輪を広げていきたいと考えております。

続きまして、2月前半の寒波による被害状況についてご報告いたします。

2月4日から日本列島は冬型の気圧配置が強まり、上空に今シーズン最強の寒波が流れ込んだため、西日本でも広範囲において例年ない積雪となりました。四万十町では4日の明け方から本格的に雪が降り始め、一般車両の通行や公共交通への影響、農作物の被害等が出ております。

今回、特に十和地域と大正地域での積雪が多く、山間部の一部の町道では50cmを超える積雪で車両の通行が困難になったことから、積雪の多い路線から順に除雪作業を行っておりました。また、十和地域では倒木による交通被害も出ておりまして、奥大道地区では倒木によって町道沿いの電柱が倒れ、積雪の影響で復旧に時間を要したことから、一部世帯が6日から8日にかけて孤立する事態も発生いたしました。

農作物等につきましては、積雪によります露地野菜への被害や園芸用ハウスの損壊なども報告されておりまして、高知県の調査によりますと、四万十町の農作物等の被害額は約545万円となっております。

今回、建設業者への急な依頼や、地域の方々のご協力もいただきながら町道の除雪作業を行ってまいりましたが、今後も積雪に限らず、町道の維持管理にご協力願いますとともに、町としましても引き続き、適切な対応を図っていきたいと考えております。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） これで町長の施政方針及び行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、議案第16号から日程第16、議案第27号までの12議案を上程、説明、審議・採決を行います。日程第17、議案第28から日程第47、議案第58号までの31議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。なお、委員会付託案件は質疑応答後、所管の常任委員会に付託を予定しております。日程第48、請願・陳情については所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第5、議案第16号木製机・椅子の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君）　議案第16号木製机・椅子の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町立小中学校の児童・生徒に木のぬくもりと、安らぎのある快適な教育環境を提供するため、町産のヒノキ間伐材を利用した木製可動式机、学童椅子を令和7年度に購入しようとするものです。

昨年度は四万十町森林組合から購入していた木製可動式机、学童椅子はJAS規格等の安全基準を満たし、傷のつきにくい特殊塗料を机の天板に使用していましたが、令和6年3月の大正集成材工場の閉鎖に伴い、購入することができなくなっています。

同品質のものを引き続き小中学校に提供するため、大量発注に対応でき、加工所、配達業者と連携体制のある業者を確認したところ、県内では高知県木製品工業連合協同組合のみであったことから、同業者を相手方として地方自治法第237条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に該当いたしますので、随意契約とするものであります。

このため、木製可動式机と学童椅子105組、並びに学童椅子のみ11脚の合計金額、642万6,450円に10%の消費税及び地方消費税64万2,645円を加えた706万9,095円をもって、高知県木製品工業連合協同組合との売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君）　提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君）　一点だけ、木製可動式机というのはどういったものなのか、説明をお願いします。

○議長（緒方正綱君）　学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君）　木製式可動机ですが、四万十町では小学校、中学校の児童・生徒に木製式机と椅子を購入しております。小学校のときは体格に合わせて、高さを

550から700mmまで調整ができる机となっております。併せて椅子も座る高さが315mmから415mmと調整できる椅子となっております。この机と椅子を仕様に合わせて作っていただいて購入しております。

○議長（緒方正綱君） 2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 大正集成材工場の閉鎖に伴いということで、今回、高知県木製品工業連合協同組合に変わったわけですが、この椅子と机、単価的にどれぐらいの違いがあるのかを教えていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 机と椅子の単価ということで、机は一つ5万8,130円、  
※P20 訂正あり  
消費税抜きです。椅子は2万4,800円、消費税抜きの金額を説明させていただきました。

○議長（緒方正綱君） 2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） ご説明をいただきましたけれども、森林組合のときと、高知県木製品工業連合協同組合になった単価の差ですよね。これをお示ししてもらいたいので、森林組合のときは幾らだったのかをお答え願いたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 今回、机、椅子については大正集成材工場等で作ってもらったときの金額と大体同じ金額でやってもらっております。ただ、業者が変わったことによって運搬等も入ってくることになり、従来の机、椅子の金額に加えて運搬費がかかったということで、今回、議会の議決が必要な契約案件となっております。

○議長（緒方正綱君） 4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） 地域の産業が一つなくなったことによって高知市の木製品の会社で契約することになったということなんですが、それによって輸送コストも高くなっているというお話をだたかなと確認しました。この契約自体が随意契約になった理由をお伺いいたします。

○議長（緒方正綱君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） この契約については、以前も随意契約、大正集成材でできたのでお願いしておりました。今回、それができなくなったということで、高知県木製品工業連合協同組合にお願いするに至った経緯は、四万十町で作っていたものと同質のものをまず作ってもらえること。それを作った後、それぞれの学校へ納入してもらうということで、机・椅子が105組、椅子のみで11脚の加工及び運搬できる業者を以前購入してい

た森林組合等に確認したところ、高知県では高知県木製品工業連合協同組合しかないという回答をいただきました。そして、実際にこの業者に確認したところ、これだけの数を加工から運搬できるのはここしかないという確認もいただきましたので、そのため随意契約と。入札等ができないということで、この業者にお願いするに至ったという経緯となっております。

○議長（緒方正綱君） 4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） 随意契約となった流れをお伺いしたところなんですが、今のお話だと、森林組合に引き続きできる業者がないかと質問して、すると高知市の高知県木製品工業連合協同組合しかないというお答えだったので、ここに随意契約で706万9,095円のものを購入する流れになったというお話だったんですが、森林組合以外にできる業者が四万十町内にないかという調査等をする必要があったんじゃないかなと思うんですけど。そうすると経済効果が四万十町内に少しでも流れる仕組みになるんじゃないかなと思って、質問もう一度、させていただきます。

○議長（緒方正綱君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） この机は、以前から四万十町森林組合で大正集成材工場にお願いして購入してきたと。これについては、ここしかできないということで、これまでお願いしてきたところですが、令和6年度で閉鎖されたので、森林組合にも確認したところ、町内には当然今までなかったので、この数を対応できるところがないと。できるのはこの契約の相手方という回答だったので、今回、町内では対応できないということで、契約の相手方を高知県木製品工業連合協同組合にさせていただきました。ただ、製品の木材には町産材を使うようにお願いした経緯はあります。

○議長（緒方正綱君） 4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） 最後の質問となります、ご相談したのは森林組合だけだったのかどうか、お伺いします。

○議長（緒方正綱君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 町内の業者に相談したのは四万十町森林組合1者のみです。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号木製机・椅子の売買契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩します。10時45まで休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長より2番山本議員の質問に対して訂正がありますので、発言を許可します。

学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 山本議員から机、椅子の単価の質問がありまして、机が5万8,130円とお答えしましたが、確認したところ、机・椅子セットで5万8,130円でした。椅子のみが2万4,800円と訂正させていただきます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第6、議案第17号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第17号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算関連事業、施設の老朽化等に伴い、早急に対応せざる

を得ない修繕経費などのほか、本年度最終の補正予算となることから、事業費の確定見込みによる精査等の所要の予算措置を講じたところです。

それでは、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目の順にご説明を申し上げます。まず、2款総務費です。

財産管理費ではふるさと支援寄附金の減収見込みのため、ふるさと支援基金積立金2億4,995万円を減額する一方、再算定に伴い追加交付された普通交付税のうち、臨時財政対策債を償還するための措置分4,197万5,000円を減債基金積立金として追加計上しております。

企画費では、ふるさと支援寄附金の減少見込みに伴い、返礼品に係る諸経費など、ふるさと支援推進事業費を1億2,559万2,000円減額しております。また、中間管理住宅整備事業において本年度は10棟の改修を予定しておりましたが、県補助金が要望どおり採択されなかつたことなどから6棟分の改修となったため、設計監理委託料及び工事費で6,372万円を減額しております。

次に、3款民生費です。

社会福祉総務費では国の経済対策として、令和6年度においては令和5年度分の所得税額を基に、定額減税し切れないと見込まれる方を対象に調整給付金を支給しているところです。令和7年度においては、令和6年度分の所得税額が確定することから、調整給付金を受給してもなお不足している方に対し、不足額給付金を支給する予定となっており、速やかに給付するため、システム整備委託料などの事務費を合わせて336万8,000円を計上しております。

児童措置費では、国の交付金における私立保育所運営費の公定価格単価の確定等により運営費補助金1,359万3,000円を減額する一方、運営費委託料862万4,000円を追加計上いたしております。

次に、4款衛生費です。

予防費では、新型コロナワクチン定期接種委託料や各種予防接種委託料について、実績見込みに伴い減額する一方、診療所費では、大正・十和両診療所において特別会計予算を精査した結果、大正診療所特別会計繰出金1,711万4,000円、十和診療所特別会計繰出金619万7,000円をそれぞれ追加計上しております。

次に、6款農林水産業費です。

農業振興費では、事業費の精査により各種補助金を減額する一方、国の補正予算関連事

業としまして、農作業の効率化を図るため米奥地区と志和地区のほ場整備等を行う県工事の負担金として、農業競争力強化基盤整備事業負担金504万円を追加計上しております。

また、農地費でも同様に国の補正予算関連として、県工事によるため池改修の工事負担金として1,026万1,000円を追加計上しております。

次に、7款商工費です。

観光費では、道の駅あぐり窪川の後背地に計画しております観光交流拠点施設において、本年度はワークショップを実施しながら基本設計の見直しを行っているところですが、今後の整備スケジュールについても改めて見直しを行った結果、当初予算にて議決いただきました用地購入費は令和7年度予算で改めて計上するため、2,700万円の減額をするなど、各費目にて精査を行っております。

次に、8款土木費です。

道路新設改良費では、町道新設改良事業の進捗などによりまして事業費の組替えを行つたほか、各費目にて実績見込みによる精査を行っております。

次に、9款消防費です。

防災費では、事業費の精査により各種補助金を減額する一方、国の補正予算関連事業といたしまして、県工事による急傾斜地崩壊対策事業の工事負担金として220万1,000円を追加計上しております。

次に、10款教育費です。

小学校の学校管理費では、事業費の精査により大規模改修工事費1,634万6,000円や、空調設備設置工事費752万4,000円を減額するなど、各費目にて精査を行っております。

以上が歳出の主な内容となります、歳入といたしましては、普通交付税において国補正による再算定により5,721万9,000円を追加計上する一方、ふるさと支援寄附金の減収見込みにより2億5,000万円を減額しております。

そのほか、各事業の進捗状況等を基に補助金及び基金繰入金と確定見込額についても精査を行うなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ10億6,200万円の減額補正となり、累計予算総額は歳入歳出それぞれ187億7,800万円となっております。

次に、第2表の繰越明許費です。

先ほどご説明申し上げました国補正予算関連事業をはじめ、低所得世帯生活支援事業や畜産競争力強化整備事業、町道改良事業など合わせて34件、17億9,916万7,000円について

て、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として計上するものです。

最後に、第3表の地方債補正です。

過疎対策事業債を減額するなど、事業の精査等に伴い、各地方債の限度額を追加または変更するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 二点ほどお伺いをしておきたいと思います。

59ページの4款ですが、予防費のところの今、町長から説明がありました、中ほどの新型コロナワクチンの定期接種委託料1,200万円減額という動きがあります。新型コロナウイルス感染症の動きはだんだん収束しつつも、やっぱり折々、診療所等々で患者が多いと最近も続いていることですが、定期接種の委託料1,200万という大まかな内訳はどういったことで減額になったのか。また今後の動きについて、お伺いしておきたいのと。

69ページですが、6款になりますかね、一番下です。委託料で、四万十の木のふれあい木育推進事業。要するに出産の子ども宛てにお祝いで、木で作ったお祝いの品ということで、ずっとやられているので、今回100万円の減額、使わないということですが、やっぱり出生数の絡みであろうかと思うんですが、どういった内訳で100万円が減額になったのか、6年度の未収になったのか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 59ページの新型コロナウイルス感染症の予防接種費用の1,261万9,000円の減額について、ご説明いたします。補正予算でも組んだわけですけれども、当初見込みました予防接種をする方の人数は、前年、令和5年度に予防接種を受けた人数で予算を計上しておりましたが、今回、3月末までの見込みを計算すると大きく下回る人数しか予防接種を受ける人がいなかつたということで、この金額の減額となっております。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） お答えします。

四万十の木ふれあい木育推進事業の減額100万円です。当初210万円の予算を計上してお

りました。今年度の現在、32人分の申請をいただいております。当初予定していました人数の約半分弱で、事業費全体の精査を見越して今回の減額に至ったところです。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） それぞれ説明をいただきました。

コロナワクチンの関係、前年度、令和5年度に定期接種をされた方に基づいてということで、実質、接種した人数が減ったというところですが、この定期接種料1,200万円の内訳、大体、人数的にはどれぐらいなるのか、それだけ確認しておきたいと思います。分かることでいいです。

もう一点、木育推進事業、32人の子ども宛てということですが、出生数の半数ですが、周知方法は今までどおりでやられたのかと。半分ですから、あまりにももったいないかなと思うんですが、あの半分の方は利用していないというか、せっかくのプレゼントですので、どういった意味合いと分析されておるのか聞いておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 細かい数字を持っておりませんので、調べて、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） お答えします。

今年度は現在32人の申請いただいているということです。これは、町民課の出生届に伴います出産祝い金の決定になりました方の情報を基に、農林水産課から別途、木育推進事業の申請をご案内しております。出産後、ご家庭でも慌ただしい日々が続いておる中で、なかなか申請ができていない方もいらっしゃいますが、出生のリストは把握しておりますので、その方に個別に順次ご案内をしていくという形で、漏れのないようにお届けしたいと考えております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） 15ページの歳入の部分なんですが、森林環境譲与税が2,000万円ほどの減額となっている理由をお伺いするのと。二点目が25ページのふるさと支援寄附金が約2億5,000万円の減額となっています。補正でECサイト等の強化で、かなりお金を投入してはいたので、その効果がどれだけのものだったのかも含めて、減額になっている理由をお伺いします。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 森林環境譲与税の減額2,000万円の理由ですが、当初2億円余りの予算を組んでおりました。今回、高知県からの配分額の算定を基に減額をしたところですが、この制度が始まって以降、令和6年度から本格的な配分が始まったタイミングのときに予定しておりました金額と、2,000万円減額した上でも同等の金額の配分を受けていると認識をしておりまして、今回は県の配分の決定を受けての減額です。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） お答えします。

ふるさと納税支援寄附金の減額についてですが、当初12億円を目指すという形で予算を計上しておりました。ただ、当初から、災害等もありまして、そちらに寄附金も流れたということもありますし、競争が激化している状況もありますので、9月補正予算において委託料という形で、強化をしていく予算を計上させていただいたところです。

10月以降については前年対比1.2倍と、順調に進んではいるところですけども、全体額として、上期の部分の減少が著しかったこともありますので、9億5,000万円の歳入という形で補正させていただいているところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） 一定理解しました。

森林環境譲与税のもう一度確認なんんですけど、県の配分額の決定がまた変化したために、町が考えていた歳入とは違ってきたということで間違いなかったかと。ふるさと支援寄附金については、競争激化している中で伸び悩んでいるという現状が分かりました。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） お答えをいたします。

県からは算定の通知を基に今回減額したところですが、当初、町で配分額の考え方方が誤ったといいますか、勘違いした部分もあり、2億円を当初計上しておったことが原因でして、改めて県の通知を見た上で理解、納得の数字で今回減額をしております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

10番水間淳一君。

○10番（水間淳一君） 39ページの一番上、工事請負費6,863万8,000円で、松葉川の基幹集落センターの945万円と下の中間管理住宅改修工事費6,000万円の内容をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 39ページ、松葉川地区基幹集落センター新築工事費945万円の減額ですけれども、主に入札減となっております。入札減です。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） お答えします。

中間管理住宅の工事費ですけども、当初においては町長目標のとおり10棟で組んでおりましたが、実際、県費の上限がありますので、6棟分の予算しかつかなかつた、あるいは希望物件数もだんだん減少してきておりますので、今年度は6棟ということで、4棟分、およそ1,500万円ずつになるかと思いますけども、工事費を減額しているところです。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

10番水間淳一君。

○10番（水間淳一君） 入札の関係は分かりますが、工事費の減額というのは初めの見積りが、はっきり言えば甘かったんじゃないかなという気もしますが、どうですかね。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笠義博君。

○にぎわい創出課長（小笠義博君） お答えします。

甘かったというより現実的に有利な補助金、県費をつけて工事を行うわけですけども、その財源として県の配分、各市町村で中間管理住宅等は進められておりますので、県費の配分がなかったということで、翌年度以降に予定物件を繰り越したものもありますし、また、全体的に適する物件も少なくなっていますので、当初は10棟を出す予定でしたけども、結果的に4棟減の6棟になったということです。

○議長（緒方正綱君） 10番水間淳一君。

○10番（水間淳一君） どの事業をとっても決算時には下限が出てくるわけですね。初めの予算のとおりに全ての工事、事業がいくわけではないことは理解しておりますが、やはり、予算を組んだ以上は予算に忠実に、なるべく増減がないように工事を進めていただきたいと思います。決算時に増減があることは理解しておりますが、増減が少なくなるようにお願いしたいと思います。

というのは、初めに予算を計上するときに議会の議決を受けておりますし、議会の議決のとおりにいくことはなかなか難しいと思いますが、それに近い状態で、請負契約にしろ、入札の場合はちょっと分からんときもありますが、特に工事なんかはそういう取扱いをしていただきたいと思います。このことに何かあれば。なければ終わります。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） お待たせしております。中屋議員のご質問でした。まだ回答ができていない分ですけれども、当初3,500人で見積もっておりました。単価は1万2,000円の3,500人で4,200万円ほど予算を計上させていただいたところですけれども、2,400人程度を見込みまして、差額1,200万円程度が出ていることになっております。

○議長（緒方正綱君） これより議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第7、議案第18号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、日程第8、議案第19号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号）、日程第9、議案第20号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第4号）、日程第10、議案第21号令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第18号から議案第21号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第18号から議案第21号までの各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第18号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）で

す。

今回の補正、主な補正の内容としまして、歳出につきましては、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、諸支出金で367万3,000円を追加計上する一方、総務費で120万9,000円、保険給付費で2,738万円、保健事業費で336万2,000円、予備費で212万3,000円をそれぞれ減額しております。

歳入につきましては、諸収入で206万円を追加計上する一方、国民健康保険税で630万円、県支出金で2,393万6,000円、繰入金で222万5,000円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ3,040万円の減額補正となり、累計予算総額は21億5,300万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第19号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第4号)です。

今回の主な補正内容といたしましては、本年度の実績見込みに基づきまして精査した結果、歳出につきましては、総務費で719万3,000円、医業費で630万7,000円、給食費で100万円、予備費で100万円をそれぞれ減額しております。

歳入につきまして、入院患者数の一時的な減少や診療報酬改定による外来収入の減少により診療収入で3,220万円、使用料及び手数料で40万円、諸収入で30万円、町債で10万円をそれぞれ減額する一方、収支差補填として繰入金で1,750万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,550万円の減額補正となり、累計予算総額は3億9.150万円となっております。

また、地方債につきましては第2表地方債補正に記載のとおり、限度額の変更を行っております。

続きまして、議案第20号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第4号)です。

今回の主な補正内容といたしまして、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出につきましては、総務費で178万7,000円、医業費で221万3,000円をそれぞれ減額しております。

歳入につきましては、診療報酬改定による外来収入の減少により診療収入で1,348万

4,000円を減額する一方、収支差補填として繰入金で948万4,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ400万円の減額補正となり、累計予算総額は1億50万円となっております。

最後に、議案第21号令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容といたしまして、歳出につきましては、総務費で5,000円を減額する一方、医業費で5,000円を追加計上しております。

歳入につきましては、県支出金で10万円、診療収入で6万3,000円をそれぞれ減額する一方、収支差補填として繰入金で16万3,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は補正前と同額の630万円となっております。

以上4件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第11、議案22号令和6年度四十万町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）、日程第12、議案第23号令和6年度四十万町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、以上、議案第22号及び議案第23号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第22号及び議案第23号の各特別会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第22号令和6年度四十万町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）です。

今回の主な補正内容といたしまして、歳出につきましては、広域連合納付金の確定見込みの精査に伴う追加計上など所要の予算措置を講じております。歳入につきましては、繰入金を減額する一方、保険料の見込額がおおよそ決定したこと、また後期高齢者医療保険基盤安定負担金が決定したことに伴い、保険料を追加計上しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ80万円の追加補正となり、累計予算総額は3億5,750万円となっております。

続きまして、議案第23号令和6年度四十万町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

今回の補正は、本年度1月までの事業実績に基づく予算の精査によるものです。また、主な補正内容といたしまして、歳出につきましては、2款の保険給付費で今後の給付費を推計し減額を行うと共に、5款の地域支援事業費で事業費の確定見込みに伴う精査を行うなど、所要の補正予算措置を講じております。歳入につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

これにより今回の補正は歳入歳出それぞれ1億210万円の減額補正となり、累計予算総額は27億1,760万円となっております。

以上、2件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第13、議案第24号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第4号）、日程第14、議案第25号令和6年度四万十町特別養護老

人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）、以上、議案第24号及び議案第25号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第24号及び議案第25号の各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第24号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第4号）です。

今回の主な補正内容といたしまして、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出につきましては、総務費で56万9,000円、サービス事業費で1,153万1,000円をそれぞれ減額しております。

歳入につきましては、サービス収入で19万6,000円、特別養護老人ホームの運営に役立ててほしいといただいた寄附金10万円をそれぞれ追加計上する一方、繰入金で1,238万2,000円、諸収入で1万4,000円をそれぞれ減額しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出補正予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,210万円の減額補正となり、累計予算総額は3億9,140万円となっております。

続きまして、議案第25号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）です。

今回の主な補正内容といたしまして、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出につきましては、総務費で78万8,000円、サービス事業費で341万2,000円をそれぞれ減額しております。

歳入につきましては、諸収入で6万8,000円を追加計上する一方、サービス収入で375万8,000円、繰入金で51万円をそれぞれ減額しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ420万円の減額補正となり、累計予算総額は2億7,850万円となっております。

以上2件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第15、議案第26号令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第4号）、日程第16、議案第27号令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第4号）、以上、議案第26号及び議案第27号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第26号の水道事業会計補正予算及び議案第27号の下水道事業会計補正予算案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第26号令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第4号）です。

今回の補正内容といたしましては、収益的支出の事業費用におきまして、人件費の見直しにより10万7,000円を減額しております。これにより事業費用の累計予定額は5億7,765万円となっております。

続きまして、議案第27号令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第4号）です。

今回の補正内容といたしましては、事業費用におきまして、支払い利息で2万2,000円を追加計上する一方、人件費の見直しにより160万5,000円を減額しております。これにより事業費用の累計予定額は8,457万6,000円となっております。また、資本的収入につきましては、企業債の借入額を今年度実績に合わせ、420万円追加計上しております。これにより資本的収入の累計予算額は3,717万3,000円となっております。

以上2件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号令和6年度四万十町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号令和6年度四万十町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第17、議案第28号第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第28号第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援法に基づく業務を円滑に実施するために策定しております第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画の計画期間が満了することに伴い、新たに第3期の計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

本計画につきましては、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画並びに次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定による市町村行動計画として策定いたします。

また、本計画は四万十町総合振興計画を上位計画としまして、かけがえのない子どもの成長と子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものとして、計画期間は令和7年度からの5

年間としております。

内容といたしまして、本町の目指す姿を「町の将来を担う人を育むまち」として、子育てを支える地域づくり、安心して産み育てることができる環境づくり、子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進、配慮が必要な家庭や児童への支援、安心して暮らすことのできる地域づくりという五つの基本目標を掲げて施策の展開を図るもので

す。

計画の策定に当たりましては、現状把握のためのアンケート調査を実施したほか、保護者や地域の子育て関係団体、学識経験者等で組織する四万十町子ども・子育て会議による審議を重ねていただきまして、本年2月に計画案の意見公募手続が完了したところです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号は教育民生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第18、議案第29号四万十町農業支援住宅条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第29号四万十町農業支援住宅条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

農業支援住宅の取組は、当時の山本有二農林水産大臣が平成28年8月の就任会見時に、農山漁村に住むことに対する支援を重視する内容で農家住宅構想を掲げ、平成29年3月に全国で農家住宅モデル6地区を選定し、その一つに四万十町が選定されました。

これにより四万十町では平成29年度に就農・定住促進協議会が事業主体となり、仁井田、立西、松葉川の3地区を選定し、各地区で農業者を交えた協議を重ね、平成30年3月に農家住宅基本構想を作成しました。

その一つである松葉川地区は、基盤整備事業の実施を契機に地域農業の将来について住民の意識が高まり、現在では集落営農法人を設立しています。その中で地域営農の担い手の確保が重要で、移住定住者を含めた住宅等の環境整備も必要であることから、農地の基盤整備事業の中で、一部非農用地を確保し、農家住宅を建設し、地域の維持発展、活性化に取り組むこととしていました。

その後、基盤整備事業の進捗に合わせ、構想から実現に向け、令和3年度に地元とのワークショップを重ね、基本構想及び基本設計を実施し、令和4年度に用地取得及び造成設計、令和5年度に造成工事及び実施設計を行い、令和6年度に農業支援住宅として現在、木造平屋建て3棟3戸の建設を行っております。

本議案につきましては、現在建設中の農業支援住宅3戸の設置条例を制定するものとし、主な点としましては名称及び位置、入居資格の要件並びに申込みや使用期間、家賃等を定めることとしており、その他、農家住宅の管理に関しましては四万十町公営住宅条例の規定を準用することとしております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第29号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことになりました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第19、議案第30号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第30号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例につい

て、提案理由のご説明を申し上げます。

本町が設置しております教職員住宅のうち大正地区にある2棟3戸につきましては、老朽化が進み、ここ数年は入居者がおらず、今後の入居も見込めないため、令和7年度に取り壊しを予定しております。

本議案につきましては、これらの教職員住宅を条例から削除するものであります、条例別表に規定されております大正中教員住宅5の項から大正中教員住宅6－2の項までを削除するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことについていたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことについて決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第20、議案第31号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第31号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和4年6月17日に公布されました刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えまして、新たに拘禁刑が創設される改正がなされ、同法が令和7年6月1日から施行されることに伴いまして、関係条例の一部を改正し、引用している字句を改めるものです。

改める条例の中には罰則規定に関する改正及び経過措置を設ける条例もありますので、その適用に関し、高知地方検察庁と協議を行いまして、是正すべき点はないと回答をいたしております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにして決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第21、議案第32号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、議案第33号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第32号及び議案第33号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第32号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について並びに議案第33号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正するものです。

最初に、議案第32号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関しましては、時間外勤務の免除の対象となる育児を行う職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するとともに、介護を必要とする状況に至った職員に対する措置等の規定を追加するため、条例を改正するものです。

次に、議案第33号四万十町職員の育児休業等に関する条例に関しましては、条例中に引用している条文に変更が生じることから、所要の規定の整理を行うため、条例を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号及び議案第33号の2議案について、質疑・討

論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号及び議案第33号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことになりました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第23、議案第34号四十万町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第34号四十万町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は学校保健安全法第23条の規定により、学校内における保健・安全管理に携わる学校薬剤師を町内の小中学校にそれぞれ委嘱し、配置しておりますが、近年、町内の薬剤師の不足により、1人の薬剤師が複数の学校を担当する状況が発生しており、特に大正・十和地域におきましては、薬剤師1名が両地域の町立学校6校を担うなど、窪川地域の学校薬剤師との報酬額の不均衡が生じている状況があるため、現在の報酬額、薬剤師につき年額2万4,000円を1校につき年額1万2,000円に改正するものです。

なお、令和7年度につきましては、学校薬剤師それぞれ2校以上を担当することとしておりますので、支給額の減額は生じない予定です。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことになりました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第24、議案第35号四万十町町民会館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君）　議案第35号四万十町町民会館条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、町民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、地域的な連帯感に基づく町民自らのコミュニティ活動の促進を図り、併せて行事、催物その他の用に供する施設として町民会館を設置しております。

松葉川地区において建設を進めてまいりました基幹集落センター工事の完了に伴い、当該施設を同様の位置付けとし、地域全体のコミュニティ活動の推進を図ってまいります。

今回の改正は本条例に松葉川コミュニティセンターを位置付けし、利用施設区分に会議室を加えるなど所要の改正を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君）　提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君）　ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにして決定しました。

暫時休憩します。

午前11時51分　休憩

午後0時00分　再開

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、議案第36号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第36号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、秋丸地区に整備している秋丸集会所及び野地地区に整備している野地集会所は、それぞれ平成6年度、平成8年度に建設した集会所です。この度、秋丸集落及び野地集落へ譲与する協議が整ったことから、四万十町集会所等条例より当該集会所を削除し、それに伴い必要となる所要の改正を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） ただいま議題となっております議案第36号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしておきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにして決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第26、議案第37号四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第37号四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、物価の高騰により維持管理費の増加を根拠とした指定管理者の申出により協議した結果、利用料金の値上げ及び一部の利用廃止を行うものです。

改正の内容としましては、宿泊につきまして、各区分の表記の仕方及び料金を改正しております。休憩につきましては対応が困難となっていることから削除いたします。貸与料につきましてはテントの料金を改正し、その他物品については削除いたします。その他利用料としまして、キャンプサイト利用の料金を改正しております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号について、質疑・討論・採決は議案の精査・

研究をした後日に改めて行うことしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことになりました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第27、議案第38号四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第38号四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、物価の高騰により維持管理費の増加を根拠とした指定管理者の申出により協議した結果、ホビー館の入館料の改定を行うものです。

主な改正内容といたしましては、入館料の見直しを行い、個人入館料は一般1,000円、小中学校等500円、団体入館料は一般900円、小中学校等450円と改正いたします。

また、関連条項の改正や字句の修正につきまして、併せて行うこととしております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことになりました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第28、議案第39号四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第39号四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術

管理者に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和6年3月に生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等、及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が公布されました。

水道事業の整備や管理行政が国土交通省に移管されることに伴いまして、同省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえまして、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正が行われたことに伴いまして、本条例を改正するものです。

主な改正内容といたしまして、布設工事監督者の資格につきましては、要件として「一定期間以上の水道に関する技術上の経験を有すること」を追加しております。具体的な期間につきましては、学校教育法で定める学校等で、どの学校やどの学校に相当する課程を卒業したかによって違いがあります。

また、土木施工管理に関する技術検定1級に合格した後に、一定期間水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加しております。

水道技術管理者の資格につきましては、技術士第2次試験のうち上下水道部門や土木施工管理に係る技術検定1級に合格した後、一定期間水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加しております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第29、議案第40号四十万町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第40号四十万町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

国のことども未来戦略における加速化プランの一つとして行われました保育士等の配置基準の改善に伴いまして、小規模保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士及び保育従事者の配置基準も改善されたところです。

また、栄養士法の改正により、これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができませんでしたが、改正後は管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要になったことを踏まえ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、児童発達支援センター等の運営等に関する要件として栄養士の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるとされました。

また、子ども・子育て支援法の施行日から10年を経過する日までの間における経過措置の期限が令和6年度末に到来することなどから、本条例の参酌すべき基準とされております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしまして、現在、四十万町には特定地域型保育事業者の該当はありませんが、家庭的保育事業者等が事業を行う際に必要となる連携施設の確保について、経過措置を5年間延長するとともに、一定の要件を満たした場合には連携施設を確保しないこととができるものといたします。

また、栄養士の配置等を求めている部分に管理栄養士を追加するとともに、小規模保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士、及び保育従事者の配置基準を満3歳の児童についてはおおむね15人につき1人、満4歳以上の児童についてはおおむね25人につき1人に改めまして、改正前の基準よりもそれぞれ5人ずつ減じ、保育環境の向上を図るものです。

また、当面の間の経過措置といたしまして、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは改正前の配置基準によることといたします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第30、議案第41号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第41号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

国が掲げる「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検、見直しをすることとされておりまして、新たな情報通信技術の導入に円滑に対応できるよう見直しを行うこと、また、標識等について書面の掲示を義務付けている規制については、当該掲示に加えて、その内容をインターネットにより公衆の閲覧に供さなければならないこととするよう見直しを行うなどの方針が示されております。

また、子ども・子育て支援法の施行日から10年を経過する日までの間における経過措置の期限が令和6年度末に到来いたします。これらを受けまして、本条例の参酌すべき基準とされております国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、保育所運営規定の概要や職員の勤務体制などの重要事項について、これまでの書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供さなければならないこととするほか、現在、四万十町には特定地域型保育事業者の該当はありませんが、特定地域型保育事業者が事業を行う際に必要となる連携施設の確保について、

経過措置を5年間延長するとともに、一定の要件を満たした場合には連携施設を確保しないこととができるものといたします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしておきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第31、議案第42号四十万町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第42号四十万町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることに伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されることにより、引用法令の条ずれが生じることから、これを整理するため条例を改正しようとするものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしておきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第32、議案第43号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君）　議案第43号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

家地川地域活性化拠点施設は、当初の計画において、主に1階の集落活動センター機能を有した部分を指定管理者による管理を行う施設として、また、2階部分の簡易宿泊施設は開設から3年間、町が直営方式で管理運営を行い、その後、指定管理施設へ移行することとしておりました。

当初の計画からは1年遅れることとなりましたが、この度、計画どおり2階を含めた施設全体を指定管理施設へ移行するため所要の改正を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君）　提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君）　ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第33、議案第44号四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君）　議案第44号四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町作屋就業改善センターは、導入企業就労者及び就労希望者の研修並びに地域営農の改善に資することを目的として、昭和52年度に松葉川作屋地区に整備した施設です。

施設の老朽化に対する修繕を行いながら本施設を維持してまいりましたが、近年は劣化が激しく、簡易な修繕では対応が困難になってまいりました。

地区の一次避難所にも位置付けられており、本施設の維持に関して協議していく中で、代替となる施設の整備が計画され、防災機能も有した松葉川地区基幹集落センターが本施設の近隣に整備されることとなりました。

議案第35号をご提案させていただきましたが、松葉川地区基幹集落センターは本年4月より運営が開始され、本施設が担ってきた機能を全てそちらに移行する予定となっております。

以上のことと踏まえまして、維持管理や安全面を考慮し、建屋本体を令和7年度中に解体予定としております。それに伴い、本施設の条例を廃止することにつきまして、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしておきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第34、議案第45号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第45号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年7月1日に開所した家地川地域活性化拠点施設は、地域住民と都市住民との交流を促進し、持続的な地域の発展に寄与することを目的に設置したものです。

令和7年4月1日より、簡易宿泊施設を含めた施設全体の指定管理業務に範囲を広げ、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者

の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として四万十オルモ組合を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

四万十オルモ組合は野地、家地川の地域住民と当該組合の活動に賛同する者で組織する団体でして、これまでの指定期間中においては主に当該施設1階部分について指定管理業務を担うとともに、町直営である2階の簡易宿泊施設部分の清掃や宿直などの管理業務を受託してまいりました。

この間、施設1階部分を集落活動センターとして活用し、地域コンビニの運営や月1回のモーニングの実施、地域等からの弁当の受注など地域への貢献、大学生と地域との交流を図るなど、施設の目的に沿った活動を行っており、2月3日に開催いたしました四万十町指定管理者選定委員会において、地域住民と都市住民との交流の促進、持続的な地域の発展に寄与すること等の観点から総合的に判断し、引き続き同団体を指定管理者の候補者として選定するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第35、議案第46号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第46号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町ホビー館は、四万十町ホビー館条例第4条に掲げるフィギュア等の資料の収集、保管、展示業務があり、なおかつ、地域の活性化、まちづくりの推進を目的としてお

りまして、これまで株式会社奇想天外を指定管理者として指定し、管理を行ってまいりました。

同団体は収集、保管はもとより、展示につきましても、海洋堂の製品のみならず、様々な分野の作品を取り扱い、通常展示だけでなく企画展示やイベントなども実施しております。さらに会社目的として、まちおこし事業を掲げており、施設の目的に沿った活動が行える会社であると判断できるため、引き続き同団体を指定管理者との候補者として選定するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことについていたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第36、議案第47号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第47号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町打井川地域づくりセンターは、都市住民との交流、農林業の振興、地域住民の交流促進等による地域活性化を図ることを目的に平成23年4月に設置した施設でして、これまで四万十町打井川地区会を指定管理者として指定し、管理を行ってまいりました。

同団体は打井川地域の3地区で組織する地区会でして、これまでの指定期間中におきましては、ホビー館の来場者向けの特産品や加工品の販売、地域内外向けの仕出し作り等に取り組んでおり、安定的な管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同団体を指定管理者の候補者として選定するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午後0時27分 休憩

午後1時31分 再開

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第37、議案第48号令和7年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第48号令和7年度四万十町一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

施政方針でも申し上げましたとおり、令和7年度は物価や人件費の上昇に伴う経常的経費の増加など、厳しい財政状況の中、人口減少対策や子育て支援施策を引き続き推進するほか、第2次四万十町総合振興計画に掲げた、まちの将来像の早期実現と四万十町デジタル田園都市構想総合戦略を確実に推進するため、国や県の動向等に十分注視しつつ編成を行ったところです。

この結果、一般会計の予算総額は191億7,900万円となり、前年度当初と比較して3億7,000万円、1.9%の減少となっております。なお、このうち、ふるさと納税関連予算は返礼品や事務費などで6億6,100万円、基金への積立金で12億円、合わせて18億6,100万円となっております。また、ふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は173億1,800万円となり、前年度当初よりも3億7,000万円の減少となっております。

次に、歳出における性質別の概要につきまして、前年度当初予算と比較しながら順にご説明申し上げます。

まず、義務的経費では、令和6年度における人事院勧告に基づく給与改定に伴いまし

て、一般職員及び会計年度任用職員に係る給料及び報酬の増などにより、人件費で1億8,456万円、児童手当の拡充などに伴い扶助費で8,384万円、元利償還金の増加により公債費で4,179万円、それぞれ増加となり、義務的経費全体でも3億1,019万円、5.3%の増加となっております。

次に、投資的経費の普通建設事業費ですが、補助事業では、畜産競争力強化整備事業や町道新設改良事業などで減となり、単独事業においても松葉川地区基幹集落センター整備事業の完了などにより減となったことから、投資的経費全体でも9億7,928万円、21.3%の減少となっております。

次に、その他の経費ですが、国土調査事業委託料をはじめとする各種委託料の増に伴う物件費の増加や、各特別会計への繰出金が増加となったことから、その他の経費全体でも2億9,910万円、3.3%の増加となっております。

以上、歳出の性質別における前年度比較の概要ですが、これを賄う歳入のうち自主財源につきましては、令和6年度の課税状況や過去の徴収実績などを基に見込んだ結果、町税で1,590万円の増加となったほか、繰入金では物件費や人件費の増などに伴う財源不足を補うため、財政調整基金繰入金で3億5,000万円の増加となるなど、自主財源全体でも3億102万円、5.1%の増加となっております。

また、依存財源につきましては、普通建設事業費の減に伴い、国・県支出金が減少したため、全体で6億7,102万円、4.9%の減少となっております。

そのほか町税や地方交付税といった使途を制限されない一般財源につきましては、普通交付税の増加や財政調整基金の繰入れにより、総額では102億8,195万円となり、前年度より5億8,065万円増加しております。

また、特定財源につきましては、国・県支出金の減に加え、町債についても減となったため、総額で9億5,065万円の減少となっております。

なお、地域の実情に合わせて人口減少対策に取り組む市町村に対し、令和6年度より県から人口減少対策総合交付金が交付されているところですが、令和7年度においては基本配分型に加え、連携加算型を活用し、人口減少対策に取り組むこととしております。

以上が歳入、歳出の予算における性質別の概要でした。

引き続き、歳出予算の主な内容について、予算科目順に説明をいたします。なお、本年度の新規事業等につきましては、お配りしております別冊予算説明資料の14ページ以降にも記載しておりますが、本年度の重点施策についてご説明を申し上げます。

まず、総務費ですが、まちづくりの分野では国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に合わせまして、四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略を見直し、令和9年度までを計画期間とする四万十町デジタル田園都市構想総合戦略を策定し、デジタル実装の基礎条件整備を施策体系に盛り込みながら一体的に各種事業を推進しております。

国におきましては、本年の夏頃に地方創生に関する新たな基本構想を策定予定であり、本町におきましても、これに伴い策定される国及び県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案の上、新たな総合戦略を策定する予定としております。

次に、広報広聴の分野では引き続きSNSを積極的に活用し、町民の方々に地域に密着した情報提供を積極的に行うとともに、交流人口の拡大や移住促進に向けたPRにつながる発信に取り組んでまいります。また、住民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、ガバメントクラウドへの移行を推進いたします。国が推奨する標準仕様に基づいたクラウドサービスを導入することでセキュリティーの強化、業務の効率化、災害時のデータ保存などを図り、安定した行政運営を実現してまいります。

次に、地域振興の分野では引き続き、移住定住の促進や生活交通網の整備、人材育成などに取り組み、住民との協働のまちづくりを目指してまいります。

具体的には、移住定住施策におきましては、これまで取り組んでまいりました地域おこし協力隊事業や、中間管理住宅、若者定住促進などの住宅への支援に加え、空き家活用のため、家財道具等の処分費用に対して補助制度を創設するなどするほか、企画旅行型の移住ツアーを実施し、移住定住のさらなる促進に努めてまいります。

中山間地域対策におきましては、喫緊の課題となっている人口減少対策に重点的に取り組むよう、県が策定している「高知県元気な未来創造戦略」を踏まえながら様々な施策を展開していくこととしております。

また、ふるさと支援推進事業におきましては、返礼品紹介ページの改修を含めた広告運用の見直し、四万十高校との返礼品開発など、新たな取組を進め、寄附金額の増加を目指してまいります。

続きまして、3款民生費です。

社会福祉では、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応し、各種支援会議や関係機関と一体となって包括的な支援体制を構築し、令和8年度の重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて取り組んでまいります。

高齢者福祉では、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者福

祉計画に基づき、配食サービスや在宅介護手当等の施策を実施いたします。

障害福祉では、手話に対する理解の促進及び普及について、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、全ての町民が相互に理解し、安心して暮らすことができる共生社会の実現のため、手話言語条例の年度内制定に向けて取り組んでまいります。

児童福祉では、第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、これまでの取組の成果、課題などを踏まえ、近年の制度改正や子ども・子育てを巡る国や県の動きに対応しながら、引き続き、子育て環境の充実に取り組んでまいります。

また、令和7年度においては一時預かり保育事業の対象年齢について、これまでの満1歳から生後6か月に引き下げるなど、サービスの拡充を図ってまいります。

続きまして、4款衛生費です。

環境衛生では、第2次環境基本計画に基づき、環境保全対策、循環型社会の推進を図るとともに、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指した地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、削減目標に向けた具体的な施策を推進してまいります。

続きまして、6款農林水産業費です。

農業分野では、地域農業が抱える担い手不足や農地維持などの共通課題に対し、新規就農者の確保、育成、集落営農組織などの地域活動支援を行うとともに、基盤整備実施区域における担い手への農業集積・集約化に向けた支援を進めてまいります。

また、ハード対策として、農地耕作条件改善事業による農業用施設の改修や、地域農業水利施設保全整備事業により葛切頭首工の改修費用を計上しております。

畜産振興におきましては、これまで国事業の活用により町内の畜舎整備等の生産基盤の強化に取り組んでまいりました。今後は主な出荷先である四万十市と畜場の老朽化に伴い、一般社団法人四万十食肉公社及び関係市町村と連携し、新食肉センターの整備を進め、出荷頭数の拡大と四万十ポークブランドの産地として一層、定着促進に努めてまいります。

次に、林業分野では森林環境譲与税を活用し、適正な森林管理と林業事業体の雇用支援に加え、木育等の町産材利用の促進を図ってまいります。また、継続して鳥獣被害防止施策に取り組み、幅広い視点を持って一体的に取り組んでまいります。

水産業分野では、水産資源の育成、確保を図る観点から投石魚礁設置事業を引き続き実施するとともに、間伐材魚礁の設置や藻場の保全対策により漁業者の経営安定化を図っていくこととしており、これらの農林水産施策を通じて本町の強みである1次産業の維持、

発展に向けて、より一層取り組んでまいります。

続きまして、7款商工費です。

商工振興費では、商工業振興助成事業などにより商工業事業者の継続した支援に取り組んでまいります。また、地産外商推進事業及びネット利活用特產品情報発信・販売事業では、継続して事業者の販路拡大につながる支援と育成に取り組み、本町の地産外商を推進してまいります。

次に、観光振興では道の駅あぐり窪川の後背地に計画している観光交流拠点施設について、ワークショップを経て、基本設計がおおむね完成しましたので、改めて用地購入費用を計上するとともに、実施設計費用及び計画地の整備費用を計上しております。

また、海洋堂ホビー館関連予算では、集客力の向上に向けたイベント開催費用や展示品の入替え費用を含め、指定管理料を増額し、計上しております。

大正地域においては、建設から30年が経過し、老朽化が進んでいるコンベンションホールきらら大正の屋上防水改修工事を行い、施設の長寿命化を図ってまいります。

十和地域においては昭和ふるさと交流センターの改修について、本年度に作成する基本構想を踏まえ、基本計画を策定するための予算を計上しております。

そのほか各種施設の観光客受入れ環境の整備を図り、交流人口の拡大に努めてまいります。

続きまして、8款土木費です。

道路橋梁費では、国の交付金事業を活用して、町道改良を進めるとともに、橋梁の定期点検及び長寿命化修繕事業、町道維持修繕など、生活や経済活動に不可欠な社会資本の整備と安全確保に努めてまいります。

住宅費では北琴平第2団地改築事業2期工事を実施するほか、定住住宅米奥団地子育て支援住宅の整備に取り組んでまいります。

続きまして、9款消防費です。

消防・防災体制の充実を図るため、消防署、消防団の活動や施設に係る経費のほか、消防車両の更新を予定しております。また、地震津波対策として、南海トラフ巨大地震により甚大な被害が想定される沿岸地域において、災害発生後、速やかにまちづくりに着手できるよう事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでまいります。

併せて、応急期に必要な各種機能の強化に取り組むとともに、災害時に効果的な機器等の操作技術を習得するための費用を計上したほか、引き続き、住宅の耐震化、ブロック塀

対策、老朽住宅の除去について支援をしてまいります。

続きまして、10款教育費です。

四万十町教育振興基本計画に基づき、「たくましく人間性、豊かな人づくり」を目指し、生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる様々な学習の場づくりに努めてまいります。

学校教育では、四万十町学校施設等長寿命化計画に基づき、本年度は誰でも安心して利用ができる校舎のバリアフリー化を図るため、東又小学校及び田野々小学校にエレベーター棟を設置するなど、前年度から引き続き学校施設の大規模改修を進めるとともに、各学校給食センターの老朽化した設備等を改修し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

続いて、社会教育では課題となっておりました町立図書館・美術館施設について、必要最小限の改修工事を行い、利用環境の改善を図るとともに、十和地域における読書環境の充実のため図書のサテライト貸出しを町の委託事業として取り組んでまいります。

また、保健体育では、老朽化が進み、利用に支障が生じている窪川運動場の照明施設の改修等を行い、町民の生涯スポーツ環境の充実を図ります。

最後に12款公債費ですが、令和3年度に起債しました過疎対策事業債の償還開始や金利の上昇により、前年度から4,179万円の増額となっております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でして、前年度実績見込み等を勘案した上で現段階で見込める限りの検討を加え、第1表歳入歳出予算に記載のとおり計上したところです。

続きまして、債務負担行為です。

ケーブルネットワーク光回線終端装置更新事業については、ケーブルの整備当初において加入者宅に設置したONUについて、耐用年数の経過や高速インターネットサービスへの対応のため、長期契約により令和9年度まで3年間の契約を締結し、機器の更新をしようとするものです。

次に、奨学金等返還支援事業補助金については、支援期間を5年としているため令和7年度の申請受付分について、令和8年度から11年度までの期間を設定するものです。

最後に、事前復興まちづくり計画策定事業です。

先ほど申し上げたとおり、災害発生後、速やかにまちづくりに着手するための計画を令和7年度から9年度の3か年にわたって策定することとしているため、同様に設定するものです。

以上3件、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額について、第2表に記載のとおり定めるものです。

次に、地方債ですが、地方自治法第230条第1項の規定により、借入れを起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について、第3表に記載のとおり定めるものです。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第4条及び第5条に記載のとおり、それぞれ定めるものです。

以上が令和7年度の一般会計当初予算案の主な内容となります、施政方針で申し上げたとおり、3期目の仕上げの年となりますので、公約に基づく施策を盛り込んだ予算となっております。

令和7年度におきましても引き続き、公約実現のため職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、町政に対するご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、一般会計予算案の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第38、議案49号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第39、議案第50号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第40、議案第51号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第41、議案第52号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第49号から議案第52号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第49号から議案第52号の各特別会計予算について、提案理由

のご説明を申し上げます。

まず、議案49号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算です。

令和7年度の予算編成に当たりまして、基本となる国保被保険者数を3,900人と見込み、これによる予算総額を歳入歳出それぞれ21億1,670万円と定め、事業の健全運営と町民の皆様の健康保持と増進を図るもので

す。なお、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりです。

予算の主な内容といたしまして、歳出につきましては、2款の保険給付費で過去の医療費の動向を踏まえた推計を行い、14億5,402万8,000円を計上しております。また、3款の国民健康保険事業納付事業費納付金で5億6万9,000円、4款の保健事業費で2,926万1,000円、7款の諸支出金で大正・十和両診療所への繰出金など、5,340万9,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入としましては、1款の国民健康保険税で3億4,903万円を見込んだほか、3款の県支出金で15億3,277万4,000円を計上しております。また、5款の繰入金では一般会計繰入金や基金繰入金など2億2,107万円を計上しております。

なお、この令和7年度予算につきましては、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第50号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算です。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ4億6,190万円と定めようとするもので、款項ごとの予算額につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出につきましては、1款の総務費で、人件費や各種業務委託料など3億2,306万9,000円、2款の医業費で営業費では、電子カルテシステムの更新委託料として4,059万円を計上したほか、医療機器の更新費、医薬材料費、各種医療機器の保守点検委託料など合わせて9,832万8,000円、3款の給食費で賄い材料費など490万2,000円、4款の公債費で3,356万1,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入につきましては、診療報酬の改定などによる減収を考慮し、1款の診療収入で1億6,040万1,000円を見込むとともに、5款の繰入金では国の国保特別調整交付金として運営費分4,373万5,000円を国保会計から繰り入れることとし、不足する財源につきましては一般会計からの繰入金2億395万6,000円で対応することとしております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことが

できる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額につきましては第3条に記載のとおり定めようとするものです。

続きまして、議案第51号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算です。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2,690万円と定めようとするもので、款項ごとの予算額につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出につきましては、1款の総務費では玄関口の雨よけ対策として、ひさし設置工事費128万7,000円を計上するほか、人件費や各種業務委託料など合わせて8,150万3,000円、2款の医業費では大正診療所と同様に電子カルテシステム更新委託料として2,200万円を計上したほか、医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料など合わせて4,099万3,000円、3款の公債費で340万4,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入につきましては、診療報酬の改定などによる減収を考慮し、1款の診療収入で5,407万3,000円を見込むとともに、4款の繰入金では国の国保特別調整交付金として運営費分750万円を国保会計から繰り入れることとし、不足する財源につきましては一般会計からの繰入金3,394万9,000円で対応することとしております。

また、地方債につきましては、地方自治法第130条第1項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額につきましても第3条に記載のとおり定めようとするものです。

最後に議案第52号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算です。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ610万円と定めようとするもので、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出につきましては、1款総務費で人件費や運営経費など588万5,000円、2款の医業費で11万5,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入につきましては、1款の診療収入で3万6,000円、2款の県支出金で60万3,000円、3款の繰入金で546万円をそれぞれ計上しております。

以上4件の予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第52号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号から議案第52号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第42、議案第53号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第43、議案第54号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第53号及び議案第54号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第53号及び議案第54号の各特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第53号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算です。

本事業は高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村は被保険者の資格管理や保険料徴収事務、保険証の発行や給付申請受付などの窓口事務に加え、増大する医療費削減の一環として行っている保健事業を主な業務としております。

本町における新年度の予算編成に当たりましては、被保険者数を4,105人と見込み、予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,380万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図るものであります。

なお、款項ごとの予算額については第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。また、一時借入金の最高額につきましても第2条に記載のとおり定めるものです。

続きまして、議案第54号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計予算です。

第9期介護保険事業計画の中間年度となります令和7年度の予算編成に当たりましては、令和5年度事業実績及び令和6年度の決算見込額を基に現時点で想定される所要額を計上しております。

予算の主な内容としましては、歳出につきましては、2款の保険給付費において介護給

付費の動向などを踏まえて推計を行い、23億4,630万8,000円を見込んだほか、5款の地域支援事業費で1億9,570万1,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入につきましては、1款の保険料で3億9,996万6,000円を計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおり予算総額は歳入歳出それぞれ26億1,100万円となっております。

また、債務負担行為につきましては、第10期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画について、令和7年度から8年度の2か年にわたって策定することとしているため、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額について、第2表に記載のとおり定めるものです。

また、一時借入金の最高額の最高額及び歳出予算の流用につきましても、第3条及び第4条に記載のとおり、それぞれ定めようとするものです。

以上2件の予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号及び議案第54号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第44、議案第55号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算、日程第45、議案第56号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十町荘特別会計予算、以上、議案第55号及び議案第56号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第55号及び議案第56号の各特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第55号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算です。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,870万円と定めようとするものでして、款項ごとの予算額につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出につきましては、1款総務費では屋上防水補修工事費など3,032万9,000円、2款サービス事業費で職員人件費や介護サービスに係る賄い材料費など合わせて3億9,737万1,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入につきましては、1款のサービス収入で前年度の実績等を勘案し、2億7,027万円を見込んだほか、不足する財源につきましては3款の繰入金1億4,729万2,000円で対応することとしております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額につきましても、第3条に記載のとおり定めようとするものです。

続きまして、議案第56号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十町荘特別会計予算です。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ3億830万円と定めようとするものでして、款項ごとの予算額につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容としまして、歳出につきましては、1款総務費では窪川荘と同じく屋上防水補修工事費など1,718万1,000円、2款サービス事業費で職員人件費や介護サービスに係る賄い材料費など2億9,009万5,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入につきましては、1款のサービス収入で前年度の実績等を勘案し、1億9,287万8,000円を見込んだほか、不足する財源につきましては3款の繰入金で1億914万6,000円で対応することとしております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額につきまして、第3条の記載のとおり定めようとするものです。

以上2件の予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号及び議案第56号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにござ異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号及び議案第56号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第46、議案第57号令和7年度四万十町水道事業会計予算、日程第47、議案第58号令和7年度四万十町下水道事業会計予算、以上、議案第57号及び議案第58号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第57号の水道事業会計予算及び議案第58号の下水道事業会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第57号令和7年度四万十町水道事業会計予算です。

令和7年度の業務予定量といたしまして、給水人口1万5,063人、給水戸数8,338戸と想定し、年間約180万m³を給水する予定です。

第3条、収益的収入及び支出におきましては、給水収益など6億265万1,000円の事業収益を見込むとともに、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費及び減価償却費などの営業費用、企業債の償還利子などの営業外費用で合わせて5億9,265万円を計上しております。

また、物価高騰対策として令和7年1月より水道基本料金の減免を実施してまいりましたが、令和7年度におきましても6月検針分まで減免を実施するため、所要の予算措置を講じております。

次に、第4条、資本的収入及び支出では、企業債などで1億6,850万1,000円の収入を見込むとともに、支出では建設改良費で1億7,889万5,000円、企業債償還金で2億7,873万7,000円をそれぞれ支出見込額として計上しており、支出に対して不足する額2億8,913万1,000円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

また、第5条から第9条につきましては、企業債、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費、及び他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めようとするものです。

続きまして、議案第58号令和7年度四万十町下水道事業会計予算です。

令和7年度の業務予定量といたしまして、排水対象施設の加入戸数543戸に対し、年間約9万m³余りの汚水を処理する予定です。

第3条、収益的収入及び支出の支出におきましては、下水道使用料など、9,075万7,000円の事業収益を見込むとともに、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費及び減価償却費などの営業費を企業債の償還利子などの営業外費用で、合わせて事業収益と同額の9,075万7,000円を計上しております。

次に、第4条資本的収入及び支出では、企業債などで3,636万3,000円の収入を見込むとともに、支出では建設改良費で631万4,000円、企業債償還金で4,195万3,000円をそれぞれ支出見込額として計上しており、支出に対して不足する額1,190万4,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填する予定となっております。

また、第5条から第9条につきましては、企業債、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金をそれぞれ定めようとするものです。

以上2件の予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号及び議案第58号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしてみたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号及び議案第58号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことになりました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君）　日程第48、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時12分　散会